事故事例５（一般貨物）

曜日・時間・天候	（水）・０時１５分・晴
場　　所	一般道　　制限速度　６０ｋｍ／ｈ　危険認知時速度　７０ｋｍ／ｈ
道路の状況	乾燥　幅員１２ｍ　直線（平坦）
運　転　者	年令２６歳　　運転歴８月
事故時の乗務距離	２４６ｋｍ
損　　害	死者１名

【事故の概要】　当該運転者は、2:00 に出庫し荷卸し後、12:30 に帰庫した。その後 1 時間休ほど休憩し、13:30 に出庫し荷主先で建築資材を積み込み後、運行管理代務者へ電話連絡をして 17:45 に荷降ろし先へ向け出発した。22:00 に到着し荷降ろしの間 30 分間休憩した後、22:30 車庫へ向け出発した。帰庫の途中側道から国道に合流するため後写鏡及び目視により右後方を確認した後、時速 50km で本線に合流し 300 m先の交差点を右折するため、第 1 通行帯から一気に加速しながら第 2 通行帯へ進入したところ、第 2 通行帯を走行していた原動機付自転車に気付かず、当該車両の右前方で追突した。この事故により原動機付自転車の乗員が死亡した。

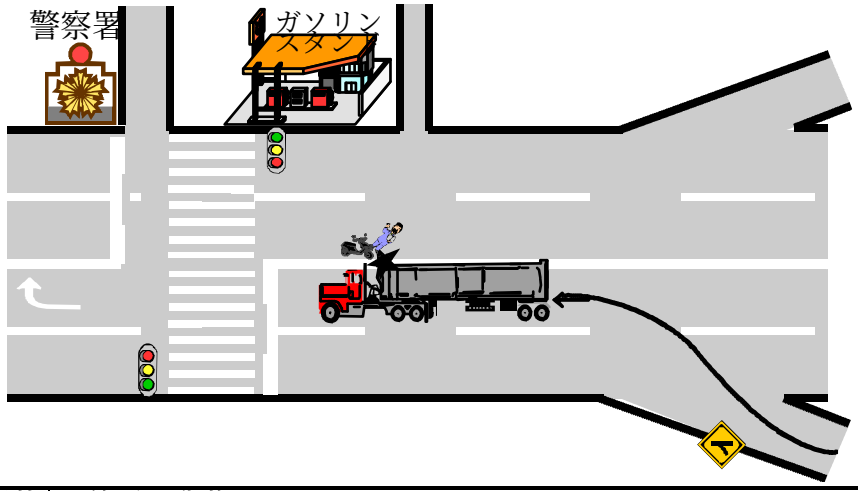

種別・用途・形状	普通・貨物・トラクタ・バンセミトレーラ
最大積載量	16,500kg
当時の積載量	0kg
当時の乗車人員	１名

【推定原因】　　【事故の要因】　　【事故再発防止対策】

運転者

・前方不注意
・車線変更不適切

運転者

・合流の際、後方確認に気をとられ、前方確認を怠った。
・合流後、前方交差点を右折するため、第１通行帯から第２通行帯へ一気に加速しながら進入した。

→

・出庫前は対面点呼を必ず受ける。
・本線合流時には減速する。
・制限速度を守る。
・無理な車線変更をしない。

運行管理

指導監督不履行
・自動車の運転に関する法令の遵守ついて、指導を実施していなかった。

運行計画不良
・無理な運行計画（拘束時間、休息期間、連続運転時間不良等）により運転者を乗務させていた。

点呼時の指示不履行
・電話による点呼を実施したが、運行について適切な指示をしていなかった。

→

・運転者に対する適切な指導監督の実施
・告示に基づいた運行計画及び乗務割の作成
・対面点呼の確実な実施及び安全確保のための指示
・適性診断の結果に基づく助言指導の実施